

北本市協働推進条例に位置づけるべき項目（案）

1 目的

北本市自治基本条例第18条第3項に規定する市民と市との協働によるまちづくりの推進に関し必要な事項を定め、その推進を図ることにより、住民自治によるまちづくりの進展に資することを目的とする

解説

この条例は、北本市におけるまちづくりの理念と基本原則を示した北本市自治基本条例のもとに、みんなでまちづくりを進める際に必要なルール等を定めるものです。

したがって、条例を制定する目的は、北本市自治基本条例の制定目的と同様のものとなります。

2 定義

(1) 北本市自治基本条例第3条に規定する用語を準用する

(2) 協働推進に関する特定の用語として以下の用語を定義する

ア 「市民公益活動」 市民が自主的かつ自発的に行う営利を目的としない活動で、不特定かつ多数のものの利益をはじめとする、広く社会全般の利益の増進に寄与することを目的とする活動

イ 「市民公益活動団体」 市民公益活動を行うことを主たる目的とし、継続性を有する団体

ウ 「協働事業」 市民、事業者及び市が、お互いの提案に基づいて協力して実施する社会に貢献する事業

解説

北本市自治基本条例には、第3条で「市民」、「事業者」、「市」、「市長等」、「参画」、「協働」を定義しています。

北本市自治基本条例を根拠に定める条例として、この条例で使用する用語は、これを準用することとし、北本市自治基本条例に規定の無い「市民公益活動」、「市民公益活動団体」、「協働事業」についてのみ定義することとします。

「市民公益活動団体」は、公益活動を行う団体とし、特定非営利活動法に規定するNPO法人やボランティア団体等を指します。あくまでも公益活動を目的に継続的に活動をしていることが条件であり、ボランティアに限らず、収益事業を行っているか否かは問いません。

また、「協働事業」は、対等の立場で、共通の目標に向かって、お互いの提案に基づいて協力して実施する事業とするため、市の事業として事業者や市民活動団体が実施している指定管理事業や、委託事業はこれに含まないこととします。

ただし、現在実施している委託事業を今後協働事業に見直していく必要があります。

北本市協働推進条例に位置づけるべき項目（案）

3 基本原則

- (1) 市民、コミュニティ、市民公益活動団体及び市長等は、相互に自主性及び自立性を尊重し、多様な協働の形態により協働によるまちづくりの推進に努める
- (2) 市民、コミュニティ、市民公益活動団体及び市長等は、それぞれの役割と責任を明確にし、相互理解を深めるとともに、目的を共有して、対等の立場で連携及び協力する
- (3) 市民、コミュニティ、市民公益活動団体及び市長等は、公正性及び透明性を確保し、相互に情報を提供し合うことにより、協働のまちづくりに必要な情報を共有する

解説

この条例を制定する目的は、住民自治の確立にあります。多様な主体が、地域の課題解決に向け、協力して取り組むことにより、市民、あるいは行政が単独で事業を実施するよりも効果が上がることを前提に協働を進めるべきであるということが市民委員会と庁内委員会作業部会との合同会議で確認されました。

4 市民の役割

- (1) まちづくりの主役であり、自らが公共の担い手となりうることを自覚する
- (2) 積極的にまちづくりに参加するよう努める

解説

まちづくりの主役としての市民の役割を規定しています。

ここでいう市民とは、北本市自治基本条例第3条第1項第1号に規定する「市内に住み、市内で働き、若しくは市内で学ぶ人又は市内で事業活動を行う事業者」を指します。

5 コミュニティの役割

- (1) 地域課題の解決に向け、自主的に取り組む
- (2) 情報発信を行い、開かれた組織運営に努める

解説

北本市自治基本条例でも市民活動に対する支援を第22条と第23条に分けて規定しているように、市民団体は、自治会や地域コミュニティ委員会を指す「コミュニティ（地域コミュニティ）」とNPO法人やボランティアグループを指す「市民公益

北本市協働推進条例に位置づけるべき項目（案）

活動団体（テーマコミュニティ）」に区分できます。

ここでは、自治会や地域コミュニティ委員会をはじめとする「コミュニティ（地域コミュニティ）」の役割を規定しています。

開かれた組織の運営とは、限られた人たちだけで組織が運営されるのではなく、団体の情報を常にオープンにし、その地域に住むより多くの人々がまちづくりに参加できるような組織運営に努めてほしいという意味がこめられています。

6 市民公益活動団体の役割

- (1) 当該団体が持つ社会的使命を自覚する
- (2) 団体の活動目的、運営及び活動内容に関する情報を公開する

解説

より多くの市民に団体の活動を理解してもらい、また、その活動に賛同してもらうためにも団体はあらゆる情報を公開するよう努めるべきという規定を設けました。

ここでいう「市民公益活動団体」は、市との協働事業を実施することが可能な団体とするため、団体の市への登録制度を設けるべきであると考えます。

7 事業者の役割

社会貢献活動を通じ、まちづくりへ参加するよう努める

解説

北本市自治基本条例では、「事業者」は「市民」に含まれることと規定しています。

したがって、事業者の役割は、ここに規定する「7 事業者の役割」のほか、「4 市民の役割」も負うことになります。

8 市長等の役割

- (1) 協働によるまちづくりを推進するための環境づくりに努める
- (2) 地域自治組織、市民公益活動団体及び事業者との協働の事業を行うために必要な措置を講じる
- (3) 必要な情報の公開を積極的に行う
- (4) 職員の協働に関する意識の高揚を図る

解説

北本市自治基本条例では、第3条第1項第4号で「市長等」を「市長その他の執行機関をいう」と規定しています。

「その他の執行機関」とは、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、固定資産評価委員会、農業委員会、公平委員会を指します。

北本市協働推進条例に位置づけるべき項目（案）

協働の事業を行うために必要な措置とは、市の団体への直接的な支援や連携のために必要な取組み等を指します。

9 協働事業協定書の締結

協働事業を行う際には、協定書を締結し、相互の役割分担や協働する期間についての協議事項を明らかにしておく

解説

異なる主体が、協働で事業を実施するにあたり、両者の役割分担や、一緒に取り組む期限を事前に協議し、合意した内容を明らかにしておくことが必要です。

また、常に事業の進捗状況を確認し、事業実施の際に生じた問題は、速やかに両者で協議し、解決にあたる必要があります。

協働事業は、公務でもあるため、締結した協定書も公開することが原則となります。

10 協働事業計画の策定・公表及び協働事業の実績報告

市は、年度当初に当年度の協働事業計画を公表するとともに、前年度の協働事業の成果を公表する

解説

北本市自治基本条例では、事業の企画立案、実施、評価の各過程への市民の参画が必要であると規定しています。

そのため、事業実施前に協働事業の予定を公開し、事業実施後には評価を行い、その結果を公表する必要があります。

協働事業も、PDCAサイクルのもとに絶えず事業の見直しを図っていく必要があります。

11 協働事業提案制度

- (1) 市民、コミュニティ及び市民公益活動団体は、市長に協働事業を提案することができる
- (2) 提案事業の実施方法については別に定める

解説

協働事業提案制度は、より多くの市民が主体的にまちづくりを考えてもらうための取組みのひとつとして、新たに設ける制度です。

そのため、制度設計にあたっては、より多くの行政職員がこれに関わり、協働事業を実施する際の障害や問題を想定し、それを除去したうえで、制度を創設する必要があります。

北本市協働推進条例に位置づけるべき項目（案）

各部署の連携を強化し、提案に対する事前相談等が的確に行える体制も整備しておく必要があります。

また、より多くの市民活動団体が、協働事業を提案できるよう、情報発信のしかたも工夫する必要があります。

12 協働推進審議会を設置（推進評価機関）

- (1) 北本市協働推進審議会を設置し、協働の推進状況を審議する
- (2) 市長等は、審議会に協働事業計画及び協働事業の実績・評価を説明する

解説

協働の推進にあたり、事業実施前の公表と事業実施後の評価が必要なことは、「8 協働事業計画の策定・公表及び協働事業の実績報告」に規定しましたが、事業を実施した当事者間の評価のみならず、第3者による評価とその結果の公表も必要と考えました。

神奈川県大和市では、協働事業提案制度で、協働事業の実施の可否を決定する際に、第3者機関に諮問しています。

当市でも、協働事業の採択の際に市民参画を取り入れるため、審議会委員が審査に加わる制度を構築すべきと考えます。

13 条例の見直し

社会、経済情勢の変化等に対応するため、必要に応じ、検証し、見直しを行う

解説

北本市自治基本条例にも、条例の見直しの規定を設けているとおり、当条例は、国の法律等から直接影響を受けない北本市独自の条例であるため、社会の変化や経済情勢に変化が生じた際には、検証や見直しが必要です。

14 委任

協働推進条例に記載する制度の詳細については、別に定める

解説

「市民公益活動団体」の登録制度の内容等、この条例の施行に必要な事項は、別に規則等で定めることとします。

北本市協働推進条例に位置づけるべき項目（案）

その他合同会議の意見として以下の３項目が提案されています

- (1) 市民公益活動団体の登録制度を設けること
- (2) 自治会、地域コミュニティ委員会等地域の自治組織と市との関係整理を行う必要があること
- (3) 協働事業提案事業等、従来の行政事務に想定のない新たな制度を創設することになるため、条例施行に併せ、適正な事務、窓口体制を整備して新制度を発足させること
- (4) 市民公益活動団体と行政とが意見交換、情報交換できる協働推進会議の開催を検討すること

解説

北本市市民参画推進条例等市民検討委員会と北本市協働推進等庁内検討委員会作業部会の合同会議では、団体と市との協働を進める際に、事業の内容を広く市民に公開するに当たり、市の協働の相手となる団体と市との関係を明らかにしておく必要があることを確認しました。

そのため、「市民公益活動団体」の登録制度を設けること、また、古くから市と密接な関係にある「自治会」、「地域コミュニティ委員会」と市との関係もこの条例で関係の根拠を明らかにすることが望ましいと考えます。

協働を推進するための新たな制度として創設する「協働事業提案制度」の実施にあたっては、関係部署の連系の強化等市の職員の意識改革が不可欠であり、その制度設計には、より多くの部署の職員の協議のもとに、制度の創設を進めるべきことを合同会議の合意事項としました。

市民と行政との協働をより推進するための方策として、市民検討委員会は、「相談窓口の整備」と「協働推進会議の開催」を提案します。